

令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備整備事業 公募型プロポーザル審査要領

令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備整備事業公募型プロポーザル審査は、提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

1. 審査の対象事業者

審査の対象事業者は次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく参加資格を有すること。
- (2) 企画提案書と併せて提出する見積書の額が、実施要領「3. 提案上限額」以内であること。

2. 審査の項目・配点

以下の表のとおりとする。

審査項目		審査基準	配点	
非価格要素	事業主体	1.事業実績	・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか	5
		2.財務状況	・事業期間を乗り切れる経営体力はあるか	5
	事業計画	3.事業工程	・業務の全体像やスケジュールが具体的に示されているか ・EV 充電設備の設置、撤去工事のスケジュールは追行可能な提案になっているか ・「令和6年度充電・充てんインフラ補助金」の交付が可能な提案になっているか	20
		4.事業実施体制	・事業実施に当たり適切な体制がとられているか	5
	企画提案	5.設備の設置	・提案される充電器は仕様書に即したものか ・利便性が良く、景観を損なわない設置となっているか ・EV 充電設備と車が接触し難い設計であると見込まれるか ・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。建物や既存の系統、配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか	20
		6.運営管理	・保守管理は充電器の長寿命化に寄与するか ・村に負担を与えないものとなっているか	10
		7.利用方法	・決済方法を含め、操作方法等、利用しやすいシステムが構築されているか	5
		8.問い合わせ対応	・問い合わせや苦情などに対応できる体制および運用方法が取られているか	5

	9.その他	・脱炭素社会の促進に向けた提案はあるか ・その他優れた提案はあるか	10
価格要素	10.費用負担	・見積は限度内であって妥当か、設計・施工に見合った額であるか ・村の費用負担が小さくなる仕組みを取り入れているか	15
	合 計		100

※ 詳細は別紙1「令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備整備事業公募型プロポーザル審査基準及び評価表」（以下、「審査基準及び評価表」という。）のとおり

3. 事務局

事務局は、まちづくり課企画調整係とする。

4. 審査員

令和6年度道の駅とざわ電気自動車の急速充電設備整備事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱第2条による。

5. 審査手順

- (1) 事務局は、審査会の開催前において、参加資格要件を満たしていること、見積額が見積限度内であることを確認した上で、事業者から提出があった事業実績書、見積書等に基づき、審査項目1の「事業実績」及び10の「見積り」について審査・採点し、その評価内容をあらかじめ別紙1「審査基準及び評価表」に転記しておくものとする。
- (2) 事務局は、審査会委員に対し事前に、審査の視点や手順について説明を行う。
- (3) 委員は、それぞれの事業者の企画提案書等を審査項目1から6について審査・採点し、別紙1「審査基準及び評価表」により評価を行う。
- (4) 委員は、全事業者の審査・採点終了後、再度、全事業者の評価を確認し、評価の確認終了後、作成した「審査基準及び評価表」を事務局に提出する。
- (5) 事務局は、各委員から提出された「審査基準及び評価表」の結果を、別紙2「(仮称)戸沢村古口公園整備事業公募型プロポーザル審査評価集計表」に集計し、審査委員長に報告する。

6. 審査方法

以下の審査を実施の上、「2. 審査の項目・配点」による審査で最高得点を挙げた事業者を受託候補者として選定とし、次に高得点を挙げた事業者を次点とする。なお、同得点の場合は、見積書における見積額（税込）の低い方を上位とする。

- (1) 企画提案書等に基づく審査

審査員は、別紙1「審査基準及び評価表」の審査基準に基づき評点を付し、その合計点を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均が、審査対象事業者の企画提案書における評価点とする。

(2) 実務実績による審査

実務実績に関する評価点については、以下の実務実績評価点計算式から算出する。この評価点は一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

【業務実績審査計算式】

実務実績評価点＝配点×当該業務実績書の実績数÷全提出実績書中最大実績数

※小数点以下第1位は四捨五入

※実績は、実施要領第4項の(8)に該当するものについては、提案型の実績だけとし、それ以外の実績については除外する。

(3) 見積書による審査

提示された見積額及び内訳書を確認し、設計・施工に対して見合っているかを確認し、評価点を付する。

また、見積書に関する評価は、他見積書に対する比較評価もあわせて行い、比較評価は、以下の計算式から算出する。この評価点は事業者ごと一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

【見積り比較評価点計算式】

見積り比較評価点＝配点×全体の最低見積額÷当該提案見積額

※小数点以下第1位は四捨五入する。

7. 採点基準

下表により採点する。

採点基準	配点5点	配点10点
優れている	5点	10点
やや優れている	4点	8点
標準	3点	6点
やや劣っている	2点	4点
劣っている	1点	2点